第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十四条第一項第十三号中「第二七一〇・一一号の一の㈠のCの(1)」を「第二七一〇・一一号の一の㈠のCの(1)」に改め、同項第十四号中「第二七一〇・一一号の一の㈠のBの(2)の(i)」を「第二七一〇・一一号の一の㈠のBの(2)の(i)及び第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(2)」に改め、同項第十五号中「第二七一〇・一一号の一の㈢の(1)」を「第二七一〇・一一号の一の㈢及び第二七一〇・一九号の一の㈡の(1)」に改め、同項第十六号中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」を「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)の(1)」に改める。

別表第一第二五号を次のように改める。

二五	削除

別表第一第九一号を次のように改める。

九一	削除

別表第一第一〇八号を次のように改める。

一〇八	削除

別表第二中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（税関関係手数料令の一部改正）

第三条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　五百平方メートル未満　九千五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千四百円）

第二条第一項第十号中「十六万四千九百円」を「八万八千七百円」に、「十六万四千五百円」を「八万八千七百円」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「十四万千三百円」を「七万六千七百円」に、「十四万千四百円」を「七万五千四百円」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「十一万七千八百円」を「六万三千三百円」に、「十一万七千四百円」を「六万二千九百円」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「十万二千円」を「五万四千八百円」に、「十万千七百円」を「五万四千四百円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「七万八千四百円」を「四万二千百円」に、「七万八千二百円」を「四万千八百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「六万千百円」を「三万二千六百円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「五万九百円」を「二万七千三百円」に、「五万八百円」を「二万七千百円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「四万七百円」を「二万千八百円」に、「四万六百円」を「二万千七百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「三万五百円」を「一万六千四百円」に、「電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）」を「指定者」に、「三万四百円」を「一万六千二百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　五百平方メートル以上千平方メートル未満　一万二千二百円

第二条第二項中「八万八千二百円」を「五万六千九百円」に改める。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一　二千五百平方メートル未満　六千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六千七百円）

第三条第一項第五号中「十万二千円」を「五万四千八百円」に、「十万千七百円」を「五万四千四百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「七万八千四百円」を「四万二千百円」に、「七万八千二百円」を「四万千八百円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「六万千百円」を「三万二千八百円」に、「六万九百円」を「三万二千六百円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「四万七百円」を「二万千八百円」に、「四万六百円」を「二万千七百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　二千五百平方メートル以上五千平方メートル未満　九千五百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九千四百円）

三　五千平方メートル以上一万平方メートル未満　一万三千六百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、一万三千五百円）

第四条第一項第一号中「四万七千五百円」を「二万五千五百円」に、「四万七千三百円」を「二万五千三百円」に、「六万五千八百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第二号中「六万五千八百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第三号中「九万八千九百円」を「五万三千百円」に、「九万八千五百円」を「五万二千八百円」に改め、同項第四号中「十二万三百円」を「六万四千七百円」に、「十一万二千八百円」を「六万四千二百円」に改め、同項第五号中「十四万三千九百円」を「七万七千四百円」に、「十四万三千五百円」を「七万六千八百円」に改め、同項第六号中「十六万八千円」を「九万三百円」に、「十六万七千五百円」を「八万九千六百円」に改め、同項第七号中「十九万二千百円」を「十万三千二百円」に、「十九万千五百円」を「十万二千四百円」に改め、同項第八号中「二十一万六千二百円」を「十一万六千百円」に、「二十一万五千五百円」を「十一万五千二百円」に改め、同項第九号中「二十四万三百円」を「十二万九千円」に、「二十三万九千五百円」を「十二万八千円」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「同号」を「同項第一号若しくは第二号」に、「当該」を「これらの号に掲げる」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の六第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「第九十条の四第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　法第九十条の四第一項第三号に規定する政令で定める石油化学製品は、関税暫定措置法施行令第五条に規定する物品とする。

4　法第九十条の四第一項第四号に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得た重油及び粗油は、関税暫定措置法施行令第六条に規定する物品とする。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・三〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、